

と反対に要求書提出を促す南久

1. 今後純利と借銀値下とを云ふ

2. 一ヶ月の通商と三ヶ月以上仕事一切の停止は一日のうちに決定す

(但し救済として月平均借銀と云う文法を云)

(要亦書(四月七日))

1. 臨時休業中ノ多量ノ支払は但し三月の通商と三ヶ月以上の休業

とを以て以て之を以て下(日法二日五十七)

2. 争議中ノ日法全額支払す

3. 争議期間ノ日法を云ふ

4. 此ノ争議に對して純利と犠牲者とを云ふ

四月十日左記覚書より解決す

1. 四月十日左記覚書の子取懸念を云ふ西の事建ノ件ハ有志

トして遂に取懸念を云ふの初子取懸念は両名中より協定  
を云ふ迄出た協定決定を云ふトス但し協定を云ふ用は  
の双方ノ案を遂行の上より成極す

何名製物工場

一 此工場の 神ノ市 以て通二二日

一 此工場の 神ノ市 以て通二二日 何名製物工場

一 此工場の 神ノ市 以て通二二日 何名製物工場

一 此工場の 神ノ市 以て通二二日 何名製物工場

一 此工場の 神ノ市 以て通二二日 何名製物工場

一 此工場の 神ノ市 以て通二二日 何名製物工場

聯合側より左記要求を電するに因り

1. 工場以外ノ営業停止(協定)十五日(借銀)十分